

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成29年3月10日(金) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階 予算決算委員会室

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榭永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中4名が欠席)

7番 網田 稔	20番 園田 操	35番 北口 和皇
47番 米村 昌昭		

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中44名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長

こんにちは。

本日は、大変年度末のお忙しい中に農業委員会の総会に多くの方が出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、3月になりまして暖かい日が多くなってきました。また、平成28年度総会も本日、この総会が最後となります。

1年を振り返ってみますと、やはり熊本地震のことを考えます。今でもこの地震の被害の影響で、いろいろな不自由なことがあっておりますが、先月には熊本城マラソンや動植物園の一部開園などが実施されるなど、復興に向けた事業が確実に進んでいるようでございます。

それでは、本日の総会は農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画案などが、主なものとなっております。総会の審議がスムーズにいきますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議 長

議事に入ります前に、議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

事務局岩永です。すみません、本日は少し訂正のほうが多くなっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず開いていただきまして目次のほうから訂正をお願いいたします。目次の第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請と、こちら今13件と表記しておりますけれども、こちらを12件と、1件取り下げが行われておりますので、13を12と訂正をお願いします。

また、同じ目次の中で第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、こちらについても1件取り下げがっておりますので、28を27と訂正方お願いします。

同じく第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、こちらについても1件取り下げがっておりますので、16を15と訂正をお願いいたします。

これに当たって合計数221のところを218と訂正方お願いします。

次に、個別のものに入ります。

1枚開いていただきまして1ページです。新たにわかったもので1番、

土地の表示なんですけれども、こちら「東区画図町大字重富」で終わっております。こちらの後に「字津田」と漢字で追記をお願いします。

続きまして、4ページになります。17番、18番ですけれども、こちらの譲受人欄のところに法人の後に生年月日が入っております。こちら「昭和38年生」、こちらについては削除方をお願いします。こちら法人ですので生年月日はありません。

続きまして、10ページになります。49番、土地の表示なんですけれども、こちら今「田」と表記されておりますこちら畑の間違いですので、「田」を削除の上「畑」と修正をお願いします。

続きまして、11ページ、下のページですけれども、こちら1番については取り下げになっておりますので、斜線等で対応方をお願いします。

続きまして、1枚開いていただきまして12ページです。施設の概要欄ですけれども、こちら今、空欄になっております。こちらのほうに以下の追記をお願いします。「震災瓦れきの仮置き場」と、よろしかったでしょうか。

続きまして、18ページになります。15番、番号15番の下に所有権移転の「所」という字があるかと思えますけれども、こちら賃貸借の間違いですので「賃」と修正をお願いいたします。

続きまして、21ページになります。28番、こちら取り下げになっておりますので斜線等で対応方をお願いします。

続きまして、22ページになります。こちらにつきましては、1件取り下げの関係でこちら数字のほうが全て変わってしまいましたので、大変件数が多くなって申しわけありませんが、取り下げということでご理解ください。

まず表の3段目、「(再設定)」と書いてあるかと思えますけれども、こちらについてまず面積欄に「田」、「畑」、「計」とあるかと思えます。まず田のほうの契約期間の10年以上のところ、こちら今「61191」と表記してあるかと思えます。6万1,191円。こちらのほうを「61012」、6万1,012と、まず訂正をお願いいたします。

これに伴いまして合計数、右のほうにずれていきますと「76,381」と表記してあります。こちらのほうが「76,202」に変わりますので、まず訂正をお願いします。

これに伴いまして一番下段の合計数がまた変わってまいります。田の合計数「109,656」になっております。こちらのほうは「109477」と訂正をお願いします。

また、合計数「143,943」と今表記しておりますこちらのほう、「1

43, 764」に変わりますので、こちらをあわせて訂正をお願いいたします。

続きまして、55ページに飛びます。86番ですけれども、ページが書いてあるかと思いますが、こちらから2段落目に「南区美登里町字前1430-1 田179㎡」と表記してあります。こちらについて全て削除をお願いします。55ページの土地の所在地ですけれども、下から2つ目の「南区美登里町字前1430-1 田179.00㎡」、こちら全て斜線等で削除をお願いします。その横の「更新」とある文字も全て削除をお願いします。それと「支払い方法 貸借料 作物」の欄についても「円/10a 16,900 水稻」と書いてありますこちらの全ての文字を、削除をお願いいたします。

続きまして、69ページになります。表示がありませんけれども、3番に該当します。4段目になるかと、下のほうから、「南区元三町5丁目999」と今表記してあるところに、以下の追記をお願いします。ポチの点を打っていただきまして、これは筆界が未定かと思しますので、ポッチを書いていただきまして「1001」というものを追記をお願いします。「・1001」という感じになります。

次に、72ページになります。7番ですけれども、同じく土地の所在ですけれども、「722」と表記してありますけれども、こちらについても筆界が未定の部分があるということで「722・723」、「・723」の追記をお願いします。

次に、75ページになります。14番、こちらについて下から2番目の「西区河内町東門寺字古閑園」と、その後に「328」とあるかと思えますけれども、328番地の前に漢字の「又」という字を追記をお願いします。1文字です。「又」という字です。

次が77ページになります。納税猶予適格者証明願なんですけれども、こちらの願出人の生年月日、すみません、「昭和27年」と表記しておりますこちら昭和55年の間違いですので、「27」を「55」と訂正をお願いします。

次が最後になります。79ページの10番ですけれども、こちら10番は取り下げになっておりますので、斜線等で削除方をお願いします。

すみません、以上です。

議 長

それでは、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。

49番の一木文雄委員、それから50番の橋本義則委員、それから書記は事務局の小林賢治主幹兼主査を指名します。よろしくをお願いいたします。

では、本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで、7件でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、49件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、東区画図町大字下無田にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は水稲を作付されます。

次に、2番ですが、譲受人は東区画図町大字下無田にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は水稲を作付されます。

以上、1番、2番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番から2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

3番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている専業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

4番から7番までは関連で、県営小島地区経営体育成基盤事業地内で、基盤事業の整備に伴い今回、賃借権設定及び使用貸借権設定の申請をされるものです。申請人は専業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稻、露地野菜を作付される計画です。

9番は、経営移譲年金受給継続のため使用貸借権の再設定をされる申請です。借り人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはネギ、ホウレンソウを作付される計画です。

以上8件につきまして協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、3番から10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

44番 中川宣長委員

44番委員、中川です。

11番、12番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくれる専業農家で、申請地にもミカンをつくれる予定です。

12番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくれる兼業農家で、申請地にもミカンをつくれる予定です。

以上2件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、11番、12番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

13番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人はナスを作付されており、許可後はナスをつくられる計画です。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻とキャベツを作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

15番は、賃借している農地の所有権を取得する申請です。譲受人は水稻とナスを作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

16番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻と露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

以上4件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より13番から16番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

17番から27番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番と18番は関連で、一般法人の農業参入のため賃借権設定の申請です。賃借人は一般法人として農産物の生産、加工、販売をされておりますが、今回、農業参入を申請されたものです。申請人から営農計画等を聞き取りいたしまして、何ら問題ないことを確認いたしました。許可後は施設園芸のベビーリーフをつくられます。

19番は27番と関連で、耕作の便宜上のため所有権移転されるものです。19番の譲受人は稲作をつくられており、許可後も稲作をつくられる予定です。

20番は、経営拡張のため賃借権設定の申請です。賃借人は水稲、ナスをつくられており、許可後も水稲、ナスをつくられます。

21番は、経営拡張のため賃借権設定の申請です。賃借人は水稲をつくられており、許可後も水稲をつくられます。

22番は、新規就農のため賃借権設定の申請です。賃借人は、許可後は水稲をつくられる予定です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画等を聞き取り、何ら問題ないことを確認いたしました。

23番は、孫へ贈与のため所有権移転の申請です。譲受人は水稲、トマトをつくられており、許可後は水稲、トマトをつくられます。

24番は、後継者へ贈与のため所有権移転の申請です。譲受人は水稲をつくられており、許可後は水稲をつくられます。

25番と26番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲をつくられており、許可後も水稲をつくられます。

27番は19番と関連で、耕作の便宜上のため所有権移転されるものです。譲受人は水稲、露地野菜をつくられており、許可後も水稲、露地野菜をつくられます。

以上11件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より17番から27番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、28番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

28番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

28番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稲と花を作付されており、許可後は水稲をつくられる予定です。

先日の地区委員会において検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、28番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次に29番でございますが、申請人が議席番号49番の一木委員ご本人となっております。よって農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。一木委員には、29番の審議終了まで議場から退室いただきます。一木委員、よろしく申し上げます。
(一木委員 退室)

議長 それでは、29番、地元委員よりよろしくお願ひいたします。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

29番について、地区委員会の協議状況を報告します。

29番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稲、麦、大豆をつくっており、許可後は水稲、麦、大豆を作付される予定です。

以上、協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 ただいま、29番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
それでは、一木委員、入室をお願いします。
(一木委員 入室)

議 長 続きますして、30番、お願いします。

14番 山口謙藏委員

続いて、30番から32番までにつきますして、地区委員会の協議状況を報告します。

30番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稲、麦をつくっており、許可後は水稲、麦を作付される予定です。

31番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲をつくっており、許可後は水稲を作付される予定です。

32番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲をつくっており、許可後は水稲を作付される予定です。

以上3件につきますして協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当ということの協議結果でした。ご審議方、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま、30番から32番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きますして、33番から35番までですが、申請人が議席番号11番の山田委員ご本人となっております。よって農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。山田委員には、33番から35番の審議終了まで議場から退室いただきます。山田委員、よろしくをお願いします。
(山田委員 退室)

議 長 それでは、33番、よろしくお願いいいたします。

14番 山口謙藏委員

33番と35番は関連で、あわせて地区委員会の協議状況を報告します。

33番と35番は関連で、耕作上の便宜上の交換のための所有権移転の申請です。33番の譲受人は露地野菜をつくっており、許可後は露地野菜を作付される予定です。また、35番の譲受人は果樹と露地野菜をつくっており、許可後は露地野菜を作付される予定です。

以上2件、協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、33番と35番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、山田委員、入室をお願いします。

（山田委員　入室）

議長 　　続きまして、34番、お願いいたします。

14番 山口謙藏委員

続いて34番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜をつくっており、許可後は露地野菜を作付される予定です。

協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当であるとの結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、34番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、36番。

13番 緒方一臣委員

13番委員、緒方です。

36番から38番について、地区委員会での検討状況を報告いたします。

36番は、経営拡張のため賃貸借権を設定される申請です。借り人はスイカと水稻をつくられる専業農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

37番は、経営拡張のため賃貸借権を設定される申請です。借り人は水稻をつくられる兼業農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

38番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、ソバ、麦をつくられる兼業農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上3件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ただいま、地元委員より36番から38番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、39番。

34番 谷口憲治委員

34番委員、谷口です。

39番から48番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

39番から41番については関連で、農地集約化のための三者交換の所有権移転の申請です。譲受人は3者とも専業農家で、許可後はそれぞれ水稻を作付される予定です。

42番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で、許可後は柿を栽培される予定です。

43番は、後継者へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で、許可後はミニトマトを作付予定です。

44番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で、許可後はレイシを作付される予定です。

45番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で、許可後はスイカを作付される予定です。

46番と47番は関連で、耕作の便宜上の交換のための所有権移転の申請です。譲受人はそれぞれ専業農家で、許可後は46番はスイカ、47番はソルゴーを作付される予定です。

48番は、弟へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家

で、許可後はサツマイモを作付される予定です。

以上10件、地区委員会で検討しました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、39番から48番まで、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、49番ですが、申請人が議席番号19番の村上委員ご本人となっております。よって農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。村上委員には、49番の審議終了まで議場から退室いただきます。村上委員、よろしくお願いいたします。

(村上委員 退室)

議長 それでは、49番、よろしくお願いいたします。

34番 谷口憲治委員

49番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

49番は、親子間の使用貸借権設定された土地の贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で、許可後はミニトマト、サツマイモ、柿を作付される予定でございます。

以上1件、地区委員会で検討しました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、49番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

(村上委員 入室)

議長 続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、12件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。1番は取り下げでございます。2番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

2番と3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、貸し駐車場のための転用申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、近郊の病院の職員用駐車場40台分で、妥当な面積であると思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年4月1日から平成29年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

3番は、道路拡張のための転用申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、自宅への道路の拡張36㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年4月1日から平成29年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

37番 角居登委員

37番委員。

4番、5番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、太陽光発電設備のための転用許可申請です。農地区分は、10

h a 未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、議案書16ページ9番及び17ページ10番の、農地法第5条申請と同時申請の農地と合わせて1,495㎡の事業面積に、太陽光パネル288枚、発電容量49.5kwを設置予定で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事計画は、平成29年4月1日から平成29年6月30日の予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

5番は、農業用資材置き場のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業施設の用に供するために当たり、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、農業用機械、堆肥置き場及びビニール・コンテナ置き場、メロン等の苗床用572㎡で、妥当な面積と判断されます。ただし、無断で使用しており始末書の提出がっております。排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。

以上2件、先日の地区委員会で現地確認、調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、4番から5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

49番 一木文雄委員

49番委員、一木です。

6番から7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、農業用倉庫建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画、総事業面積398.6㎡に、建築面積137.20㎡の農業用倉庫1棟で、妥当な面積だと思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年4月10日から平成29年8月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

7番は、震災瓦れきの仮置き場のための一時転用申請です。農地区分は、農振農用地区域内で原則不許可ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、不許可の例外に該当するものと思われま。土地利用計画は、震災瓦れきの仮置き場で、妥当な面積と思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。ただ、許可を得ず震災瓦れきの仮置き場として既に利用してきたことについて深く反省され、始末書が提出されております。許可後3年以内に農地に戻す旨の念書が提出されております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、6番、7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
また、これは3,000㎡を超えた場合は諮問、4条の7番と申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
続きまして、8番。

13番 緒方一臣委員

13番委員、緒方です。

8番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、建設業を営む申請人が、作業用倉庫及び作業所にされる申請です。農地区分は、10ha未満の小集団で生産性の低い農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て2棟の倉庫と作業所ですが、許可が必要と知らず、20年以上前から倉庫及び作業所として使用してきたことを、深く反省している旨の始末書が添付されています。排水同意、周辺農地の調整も済んでおり、既に転用済みのため工事はありません。

9番は、宅地拡張の申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、既存施設の2分の1を超えないので不許可の例外規定に該当すると判

断しました。申請人の父親が50年以上前、宅地856㎡に農家住宅1棟と農業用倉庫2棟を建てられましたが、農業用倉庫の一部が隣接農地に159㎡はみ出していることがわかり、経緯を記した始末書を添付され、今回申請されたものです。転用面積は農家住宅の要件であるおおむね1,000㎡に該当し、既存の施設の2分の1未満であるため、適正であると判断しました。排水同意など必要書類は添付され、周辺農地の調整も済み、被害防除等問題ありません。現況のまま利用されますので工事はありません。

10番は、貸し駐車場へ転用される申請です。農地区分は、市街地化が見込まれる区域で、申請地から500m以内に北部出張所があるため第2種農地と判断されます。事業計画は、駐車場3台分を整備し、近くの法人へ貸される計画です。資金証明、排水同意など必要書類は添付されています。工期は12月末日までを計画されています。

11番は、貸し資材置き場への転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団で生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。事業計画は、資材置き場へ転用し、申請人が所属する法人へ貸し付ける計画です。事業計画は、重機置き場、砂利置き場、踏み石置き場及び通路を計画されており、適正な規模と思われます。資金証明、排水同意等、必要書類は添付されています。周辺への被害防除等問題ありません。工期は12月末日までを計画されています。

以上4件、さきの地区委員会にて現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準ともに、満たされていると判断されます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、8番から11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

33番 高群藤雄委員

33番委員、高群です。

12番と13番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、太陽光発電設備設置のための転用申請です。農地区分は、1

0 h a 未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積2,037㎡のうち一部転用1,655㎡に、太陽光発電パネル288枚とパワーコンディショナー9台及び管理用通路などで、転用面積としては適正なものと思われます。事業計画、資金証明、排水同意、九電負担金通知等もそろっており、土砂の流出、被害防除とも問題ないと思われます。工事期間は、平成29年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

13番は、農道へ転用のための申請です。農地区分は、10 h a 未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。事業計画及び資金計画は、既に現況が農業用車の乗り入れが可能であり、工事を要しないため、ありません。排水同意もそろっていて、土砂の流出、被害防除等の問題もないと思われます。土地利用計画は、幅員2 mから3 m、延長75 mの農道で、転用面積については適正なものと思われます。

以上2件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用基準を満たしていると協議、確認いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、12番から13番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

　　続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、27件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

　　それでは、1番、お願いします。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、パン・菓子の製造販売を営む法人が、農地の一部を賃借し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10 h a 未満の小集団の生産性の低い区域内にある第2種農地であると判断されます。申請地は平成28年7月に一部転用許可を得た農地の残地です。現在営業している事業所の事業拡張により、条件の整った申請地を選定したものです。土地利用計画は、

4 tトラック駐車場8台分を整備される計画で、転用面積としては適正なもの判断されました。計画を賄う資金証明、排水計画、被害防除などは問題ありません。工事完了は平成29年5月1日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、1番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議状況の結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

2番から4番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

2番は、土木建設機械の販売・リース業を営む法人が、農地に賃貸借権を設定し資材置き場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接する申請人の資材置き場が、熊本地震による事業拡張により現在の資材置き場では不足するようになり、申請地に碎石置き場、砂利、重機車両5台の資材置き場として整備される計画で、転用面積としては適正なもの判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年4月10日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

3番は、土木工事業を営む法人が、農地に賃貸借権を設定し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、既存施設面積4,466㎡の2分の1を超えない拡張のため、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、隣接する申請法人の駐車場を、熊本地震の影響によ

り現在、資材置き場として利用しており、駐車場が不足しているため、他地目の143㎡を合わせた総事業面積1,516㎡に、4t車両20台分の駐車場を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。事業完了は平成29年5月31日の予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

4番は、土木建築工事業を営む法人が、農地を所有権移転し資材置き場へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に2つの教育施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接する法人の資材置き場が事業拡張により手狭となり、建設車両2台分の駐車スペースとして整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年6月30日の予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、2番から4番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、2番、3番、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、個人住宅建築のための親子間による所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の

集落に接続して建築されるものに該当すると判断いたしました。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成29年5月1日から平成30年4月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、5番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

6番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、申請人は法人2社で所有権移転による貸し駐車場のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりがない農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接のテニスコートの利用者及び、近隣の住宅化が著しく進んでおり、貸し駐車場の需要が見込まれ、駐車場67台分で、適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年4月1日から平成29年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

7番は、使用貸借権設定による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりがない農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟、建築面積82.28㎡で適正な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。資金計画、

排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年5月1日から平成29年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

8番は、所有権移転による宅地拡張のための転用申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、家庭用排水路の敷設で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年4月10日から平成29年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、6番、7番、8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

37番 角居登委員

37番委員。

9番から12番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番から11番は関連で、太陽光発電設備及び駐車場のための許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。事業計画は、議案書12ページ4番の農地法第4条申請と同時申請の農地と合わせ、1,495㎡の事業面積に、太陽光パネル288枚、発電容量49.5kwを設置予定で、駐車場については119㎡に普通車6台分で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事計画は、平成29年4月1日から29年6月30日の予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

12番は、使用貸借権設定による個人住宅の転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、建築面積105.99㎡で、妥当な面積と思わ

れます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までで、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地確認、調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、9番から10、11、12番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

30番 福原幸一委員

30番委員、福原です。

13番から15番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番と14番は関連で、建て売り住宅及び公衆用道路建設のための転用申請です。申請地は熊本市中心部への通勤圏内に位置しており、駅にも近く交通の利便性がよいため選定されました。農地区分は、おおむね10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、4筆4,078㎡に木造2階建て15棟及び公園を建設されるものであり、妥当な面積と思われます。開発許可が必要になりますが、開発景観課へ事前審査の申請中です。資金計画及び給排水計画、隣接農地の同意、被害防除においても問題ありません。工事期間は、許可後から平成29年12月31日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

15番は、太陽光発電設備設置のための賃借権設定の許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積708㎡に太陽光パネル210枚、発電容量49.5kwを設置される予定でしたが、今回、現地立ち会いの際、境界の一部が確認できませんでしたので、次回の地区委員会で再確認することと

し、今回は継続審議が妥当であるとの協議結果でございます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま13番、14番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、13番、14番については、3,000㎡を超えるものですから農業会議へ意見を聴取することといたします。

また、15番は継続でございます。

続きまして、16番。

49番 一木文雄委員

49番委員、一木です。

16番から23番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、2階建て個人住宅1棟、建築面積63㎡で、妥当な面積だと思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。ただ、転用許可を得ずに整地していたことを深く反省され、始末書の提出を受けています。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課への事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年5月1日から平成29年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

17番と18番は関連で、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積312㎡に平屋建て個人住宅1棟、建築面積49.68㎡で、妥当な面積だと思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課への事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可日から平成29年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

19番と20番は関連で、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農

地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積495㎡に平屋建て個人住宅1棟、建築面積127.52㎡で、妥当な面積だと思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、開発景觀課への事前審査の申請中とのこと。工事期間は、許可日から平成29年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

21番は、使用貸借権設定による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積351.49㎡に個人住宅1棟、建築面積124.54㎡で、妥当な面積だと思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。ただ、転用許可を得ずに整地していたことを深く反省され、始末書の提出を受けております。工事期間は、平成29年4月1日から平成29年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

22番は、被災家屋解体廃棄物等処理に伴う搬入トラックの待機場のための一時転用申請です。農地区分は、農振農用区域内で原則不許可ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、不許可の例外に該当するものと思われます。土地利用計画は、新設の新城南仮置場の周辺での交通渋滞回避や安全性の確保のため、搬入トラックの待機場を設置するものです。土地利用計画は、駐車場26台分で、妥当な面積だと思われます。2年間の一時転用で、資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年4月1日から平成29年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

23番は、使用貸借権設定による農家住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地利用計画は、平屋建て農家住宅1棟、建築面積123.1㎡で、妥当な面積だと思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年4月1日から平成29年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上8件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 お疲れさまでございました。
ただいま、16番から23番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。
議長 異議なしということで、22番は3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することに決定いたします。
続きまして、24番。

13番 緒方一臣委員

13番委員、緒方です。

24番から27番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、使用貸借権を設定し農業機械置き場へ転用される申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、農業用の施設への転用のため、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、農業機械置き場と農業資材を置かれる計画ですが、農地法の許可を得ずに農業機械置き場として使用されていたため、深く反省している旨の始末書が添付されています。排水同意、周辺農地の調整も済みであり、既に転用済みのため工事はありません。

25番から27番は関連です。住宅建設・販売を行う法人が、所有権移転を行い、建て売り住宅への転用申請です。農地区分は、25番の3筆は、市街地化が見込まれる区域にあり、500m以内に北部出張所があるため第2種農地、26番、27番の2筆は、市街地化の傾向が著しい区域で、上水・下水の2管が埋設される道路の沿線にあり、500m以内に北部出張所、学校施設があるため、第3種農地と判断されます。事業計画は、建て売り住宅18棟、公園、防火水槽、公衆用道路を計画されており、転用面積は適正なものと判断されます。資金証明、排水同意など必要書類は添付され、周辺農地の調整も済み、被害防除等問題ありません。開発許可が必要ですが、主管課で事前審査手続は済まれています。工事は平成30年12月30日を計画されています。

以上4件、さきの地区委員会にて現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、24番から27番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
また、25番から27番は、3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
28番は取り下げでございます。
続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。
まず第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（12号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細24ページの1番から28ページの19番までの合計19件で、1番と2番が公社からの売り渡し、3番から19番までが相対による売買です。面積は、19件合わせまして、田3万578㎡、畑1万3,519㎡の、合計4万4,097㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細29ページの20番から47ページの61番までで、貸手39名、借手28名の件数42件です。契約期間別では、6年未満が23件、10年以上が19件で、面積は42件合わせまして、田12万9,172㎡、畑2万7,568㎡の、合計15万6,740㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稲、飼料作物、畑作物、麦、施設野菜、果樹、その他です。

次に、再設定分です。明細47ページの62番から62ページの99番までで、貸手36名、借手30名の件数38件です。契約期間別では、6年未満が24件、6年以上10年未満が2件、10年以上が12件で、面積は38件合わせまして、田10万9,477㎡、畑3万4,287㎡の、合計14万3,764㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稲、露地野菜、飼料作物、施設野菜です。

次に、利用権移転です。明細63ページの100番で、譲渡人1名、譲受人1名の件数1件です。契約期間別では、6年未満のみで、面積は畑の

みの4, 861㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容は果樹です。

続きまして、第5号議案です。

64ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細65ページの1番から75ページの14番までで、貸手14名の件数14件です。契約期間別では、6年未満が4件、10年以上が10件で、面積は14件合わせまして、田6万7,756㎡、畑8,196㎡の合計7万5,952㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻、畑作物、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、原案どおり承認することに決定します。
続きまして、第6号議案、納税猶予に関する適格者証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

1番につきましては、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願です。願出人は専業農家で、対象農地は農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、1番につきまして農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明については、何ら問題がないとの協議結果でございました。ご審議方、よろし

くお願いします。

議長 　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　異議なし。

議長 　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。
　続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、15件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。
　それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番、2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の願出人は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区画図町上無田の田4筆の全農地について、願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

2番の願出人は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区江津二丁目の田6筆の全農地について、願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、1番、2番につきましては引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かございませんか。

一同 　異議なし。

議長 　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　続きまして、3番。

6 番 西富大二郎委員

6 番委員、西富です。

3 番、4 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3 番の願出人は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区秋津町秋田の田 8 筆の全農地について、願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

4 番の願出人は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区秋津町沼山津の田 5 筆の全農地について、願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、3 番、4 番につきましては引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、3 番、4 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、5 番。

17 番 藤本照義委員

17 番委員、藤本です。

5 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5 番の願出人は、相続税の納税猶予の継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区石原町の田 6 筆の全農地について、願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、5 番につきまして、引き続き農業経営を行っている証明については、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、5 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、6番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

6番から8番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番の願出人は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区戸島西三丁目の畑5筆の全農地について、願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

7番の願出人は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区長嶺東二丁目の田1筆の農地について、願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

8番の願出人は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区小山町の畑9筆の全農地について、願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、6番から8番につきまして、引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないものとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いたします。

議 長 ただいま、地元委員より6番から8番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、9番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、相続税及び不動産取得税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人は、対象農地8筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明については、何ら問題ないものと協議をいたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、9番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
10番は取り下げになっております。続きまして、11番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

11番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番は、贈与税及び不動産取得税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人の対象農地13筆について、農地として適切に管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明については、何ら問題のないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、12番。

37番 角居登委員

37番委員。

12番、13番について地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。土地の表示、証明の期間等は議案に記載されているとおりです。願出人は、

これらの農地については米を作付されており、引き続き耕作されていることを、地元農業委員が確認しております。

13番は、納税猶予継続のために必要とする証明と、不動産取得税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。土地の表示、証明の期間等は議案に記載されているとおりです。願出人は、これらの農地については米、メロン、イチゴを作付されており、引き続き耕作されていることを、地元農業委員が確認しております。

以上2件、ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、12番から13番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。続きまして、14番。

33番 高群藤雄委員

33番委員、高群です。

14番から16番について、地区委員会での審議結果をご報告いたします。

14番につきましては、全ての農地が願出人により耕作されており、継続して農業経営が行われていることが確認されましたので、願い出のあった21筆全筆を証明することと地区委員会で協議いたしました。

15番につきましては、今回申請された農地について、引き続き願出人が農業用地として利用していることを確認いたしましたので、願い出のあった13筆全筆を証明することと地区委員会で協議いたしました。

16番につきましては、今回申請された農地について、引き続き願出人が農業用地として利用していることを確認いたしましたので、願い出のあった8筆全筆を証明することと地区委員会で協議いたしました。

以上3件、地元農業委員がそれぞれ現地を調査し、地区委員会にて以上の結果となりました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より14番から16番までについてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することにいたします。
続きまして、報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 黄色い用紙をごらんください。報告事項としましては、1番から9番までの項目の、合わせまして111件の報告事項が上がっております。
以上です。

議 長 次に、次第の6、その他であります。本日は報告事項があります。事務局より説明をお願いします。

事務局 「職員の任免について」という紙が1枚、A4の横紙がございますけれども、29年2月23日付で、北区分室の主査であります●●●●が休職となっております。期間といたしましては、29年2月23日から4月30日までとなっております。
以上でございます。

議 長 全ての案件が、以上をもちまして滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって本総会において議決されました案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時33分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成29年3月10日

会 長 森 日出輝

署名委員 一木 文雄

署名委員 橋本 義則

書 記 小林 賢治